

株式等振替制度参加に係る届出書類に関するFAQ(発行者用)

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
1	総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)	「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」については、必要に応じて提出をすればよいようですが、どのような場合に提出が必要となりますか。	<p>株式等振替制度においては、決算期日等の時点で総株主通知を行うことに加え、発行者に「正当な理由」(注1)がある場合において、発行者は当機構が定める費用を負担することで、ある一定の日の株主についての総株主通知の請求を当機構にすることが可能となっています(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第151条第8項(注2))。これは、現行の保管振替制度とは大きく異なる部分です。</p> <p>決算期日等における総株主通知(振替法第151条第1項各号の事由に基づく総株主通知(注3))については、株式等振替制度を利用するにあたっての基本的な手数料である「振替制度利用料」において対応すると整理していますので、「総株主通知等手数料」の課金の対象とはしていませんが、発行者が振替法第151条第8項の規定に基づく総株主通知の請求を行った場合の費用については、「総株主通知等手数料」として課金の対象としています。</p> <p>したがって、上記の取扱いによると、発行者からの請求に基づき第1及び第3四半期会計期間の末日時点で行う総株主通知については「総株主通知等手数料」の対象となりますが、一方で、今後、<u>四半期報告書の提出のために株主を確定させるニーズが高まる可能性があることに鑑み、発行者が四半期会計期間の末日ごとに総株主通知の請求をする旨をあら</u></p>	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p><u>かじめ当機構に届け出た場合の当該四半期会計期間の末日ごとに行う総株主通知については、「総株主通知等手数料」の課金の対象外とするものとして整理しています。(注4)</u></p> <p>そこで、この度の株式等振替制度への参加手続の実務では、本届出書中の「1.(4)請求理由」にあり、<u>四半期報告書において議決権の状況等の株主に関する情報を適切に開示する目的で、四半期会計期間の末日を株主確定日とする総株主通知の請求をする場合には、本届出書を提出していただくことで、当機構は「総株主通知等手数料」の課金の対象外とする取扱いを行うことにしています。</u></p> <p>(注1) 「正当な理由」の内容については関係者間で検討を行い、解釈指針が取りまとめられており、発行者は、「総株主通知」の請求を行う際に、「正当な理由」を明示することとされています。この解釈指針では、「正当な理由」として、株主優待制度の実施等の株主共通の利益のためにする行為をするためなどが挙げられています。 http://www.kessaicenter.com/kokunai/20070719.pdf</p> <p>(注2) (振替法第151条第8項) 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、第1項から第6項までの規定を準用する。</p>	

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>(注3) (振替法第151条第1項)</p> <p>振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項(以下この条及び次条において「通知事項」という。)を速やかに通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発行者が基準日を定めたとき。 その日の株主 二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。 その日の株主 三 振替機関等が第135条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による抹消をしたとき。 当該抹消に係る振替株式の株主 四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(発行者が会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。) 当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主 五 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第22条第1項の規定により第3条第1項の指定を取り消された場合又は第41条第1項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主 六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくなったとき。 当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主 七 その他政令で定めるとき。 政令で定める日における株主 	

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>(注4) 「株式等振替制度における手数料要綱(平成19年11月5日)」、P3(2.(6))及び別紙2(「総株主通知等手数料(株式等)」の項目)参照。 http://www.jasdec.com/download/ds/tesuryo_071105_1.pdf</p>	
2	総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)	「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」の提出にあたり、留意すべきことはありますか。	<p>本届出書を提出するにあたって留意いただくことは3点あります。</p> <p>1点目は、本届出書の提出について検討するにあたっては、メリット・デメリットといった観点だけでなく、本届出書中の「1.(4)請求理由」にあるとおり、その目的の観点(発行者の四半期報告書の作成及び開示の考え方等と照らした検討)が必要となるものと考えられます。</p> <p>2点目は、本届出書の提出時期です。本届出書中の「(注1)」にあるとおり、「機構が取扱いを開始する日」(移行時は「施行日」となります。)又は「本届出書に基づく請求を行う事業年度の開始日」前に行っていたことになっていますが、実務上は、円滑な移行という観点から、可能な限り、同意書の提出時に併せて提出していただくようお願いいたします。</p> <p>3点目は、発行者が本届出書を提出すれば、本届出書中の「1.(3)四半期会計期間の末日」を一定の日とする総株主通知については、「総株主通知等手数料」の課金の対象外として取り扱います。一方で、本</p>	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			届出書による総株主通知であっても、株主名簿の書換えをすることになります(振替法第151条第8項)ので、株主名簿の書換えに係る費用が発生することも考えられます。そのため、株主名簿管理人と相談・調整が必要となってくるものと考えられます。	
3	総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)	「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」の提出時期については、実務上は同意書提出時とされていますが、同意書提出時よりも後に届出することは可能ですか。また、この場合、何か留意すべきことはありますか。	<p>「総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)」の提出時期につきましては、本届出書の「(注1)」にあるとおり、<u>機構が取扱いを開始する日(つまり施行日)</u>又は本届出に基づく<u>四半期会計期間の末日に係る総株主通知を必要とする事業年度の開始日前まで</u>に行っていただければ問題ありません。ただし、株式等振替制度への移行にあたり、提出時期と決算期との関係から、「別添1」のような取扱いとなりますので、その内容を踏まえつつ、ご検討ください。</p> <p>なお、移行時におきましては、円滑な移行の観点から、できるかぎり、同意書提出時にご提出をお願いいたします。</p>	2008.07.18
4	同意書	同意書において、「社債、株式等の振替に関する法律第13条第1項」と記載がありますが、具体的な条文はどのようなものですか。	<p>以下に現時点での条文を抜粋していますので、ご参照ください。</p> <p>(振替法第13条第1項)</p> <p>振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについての同意を得た社債等でなければ、取り扱うことができない。</p>	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
5	同意書	同意にあたっては、「取締役会の決議」が必要とされていますが、その根拠となる規定を教えてください。	<p>根拠となる規定については、「振替法第 128 条第 2 項」となります。以下に条文を抜粋していますので、ご参照ください(注)。</p> <p>(振替法第 128 条第 2 項) 発行者が、その株式について第 13 条第 1 項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。</p> <p>(注) 移行に際しては同意に関しての経過措置が設けられていますので、それも併せてご参照ください。なお、以下の規定については、平成 16 年 10 月 1 日から施行(一部施行)されています。</p> <p>(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「決済合理化法」という。)附則第 34 条第 5 項) 振替機関は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第 13 条第 1 項の規定の例により、発行者から同意を得ることができる。</p>	2008.07.02
6	同意書	同意にあたっては、「取締役会の決議」が必要とされていますが、取締役会への付議の方法などの雛形はないのですか。	<p>当機構では、同意に関する「取締役会の決議」にあたっての付議に係る雛形は作成しておりませんので、ご了承ください。</p> <p>なお、上場会社においては、新規上場された際に現行の保管振替制度への同意手続を行っています</p>	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			ので、そのときの取締役会への付議方法などが参考となると思われます。また、顧問弁護士や株主名簿管理人などに相談することも考えられます。	
7	施行日前に「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書	「施行日前に『株券を発行する旨の定款の定め』を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書」にある「決済合理化法附則第6条第1項」について、その具体的な条文はどのようなものですか。	<p>ご質問については、以下に条文を抜粋していますので、ご参照ください。</p> <p>(決済合理化法附則第6条第1項)(注) 保管振替株券に係る株式について施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなす。</p> <p>(注) 種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式に係る株券について無効となります(決済合理化法附則第3条第1項参照。)</p>	2008.07.02
8	施行日前に「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書	「施行日前に『株券を発行する旨の定款の定め』を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書」については、どのような場合に提出が必要となりますか。	本届出書は、発行者が、決済合理化法附則第6条1項に規定される、いわゆる「みなし定款変更」を利用する場合には提出の必要がありません。定時株主総会などで、(施行日を効力発生日とする)「株券を発行する旨の定款の定めを廃止する」総会決議を行った場合(自主的な定款変更)にのみ提出が必要となるものです。	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>この「自主的な定款変更」を行った場合には、法律上、発行者は、当機構へ当該定款変更をする旨及びその効力発生日(施行日後も上場維持をする場合には「施行日」となります。)通知することとされています(決済合理化法附則第3条第1項参照。)</p> <p>実務上、当機構は、発行者から、本届出書の提出を受けた場合には、登記申請の際に当機構が発行する「証明書」を添付する必要はありませんので、証明書の要否を確認するための書類ということになります。</p> <p>そのため、本届出書の提出をした発行者(「みなし定款変更」を利用しない発行者)には「証明書」は発行しないことにしています。</p>	
9	株式等振替制度参加に係る届出書	「株式等振替制度参加に係る届出書」の「2.登記上の本店所在地」の記載は、登記上は「一丁目1番1号」とあるのを、例えば「1-1-1」と記載してもよいですか。	本届出書の「1.登記上の商号・名称」、「2.登記上の本店所在地」については、当機構が発行する「証明書」の記載の際に利用しますので、「印鑑証明書」の内容と同様に記載してください。そのため、ご質問については、「1-1-1」のような記載ではなく、「一丁目1番1号」といった記載をしてください。	2008.07.02
10	株式等振替制度参加に係る届出書	代表者代理人とはどのような者をいいますか。また、代表者代理人を選任する場合において、「届出印」はどのような印を押せばいいのでしょうか。	<p>代表者代理人とは、当機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことのできる者のことをいいます。</p> <p>代表者代理人の役職の範囲としては、当機構の連</p>	2008.07.02

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方若しくはその上席の方とします。代表者代理人の選任される方の具体的なイメージとしては、例えば、本年4月にお届けいただいた「情報取扱責任者」や管理部門(総務関係)を担当される役員の方などが考えられます。また、ご押印いただく「届出印」については、個人の印ではなく、業務使用印(法人印)を想定しています。</p> <p>ただし、代表者代理人については、必ずしも選任する必要はありません。</p>	
11	(全体)	<p>同意書等の届出書類一式を本年8月に提出しましたが、本年10月に商号変更が予定されています。この場合、当該届出書類について、どのような対応を行えばよいでしょうか。</p> <p>また、本店所在地や代表者が変更となる場合には、どのような対応を行えばよいでしょうか。</p>	<p>「商号」の変更があった場合においては、商号変更後速やかに、「<u>株式等振替制度参加に係る届出書</u>」を再提出していただくことになります。この場合、「会社名」及び項番1の「登記上の商号・名称」には商号変更後の商号(新しい商号又は名称)を記載していただき、「項番2」「項番3」「項番4」を記載(既に提出されている届出書の記載内容と同じ)のうえ、商号変更後の「印鑑証明書」を添付してご提出ください(注)。また、「<u>手数料請求先等に関する届出書(発行者用)</u>」についても同様に再提出をお願いいたします。</p> <p>「本店所在地」の変更があった場合には、「<u>株式等振替制度参加に係る届出書</u>」項番2の「登記上の本店所在地」に変更後の本店所在地を記載していただき、「項番1」「項番3」「項番4」を記載(既に提出さ</p>	<p>2008.07.18</p> <p><u>2008.10.10</u></p> <p>(変更)</p>

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>れている届出書 の記載内容と同じ)のうえ、(新しい本店所在地が記載されている)「印鑑証明書」又は「登記事項証明書」を添付してご提出ください(注)。なお、本店所在地の変更により、「手数料請求先等に関する届出書(発行者)」の内容(住所・電話番号等)に変更が生じる場合には、当該届出書もご提出ください。</p> <p>「代表者」の変更があった場合には、「株式等振替制度参加に係る届出書」「代表者役職名・氏名」及び項番 3の「代表者名及び代表者届出印」には変更後の代表者の役職名・氏名(新しい代表者の役職名・氏名)を記載及び押印(届出印)していただき、「項番 1.」「項番 2.」「項番 4.」を記載(既に提出されている届出書 の記載内容と同じ)のうえ、(新しい代表者名が記載されている)「印鑑証明書」を添付してご提出ください(注)。</p> <p>なお、商号又は本店所在地の変更があった場合には、現行の保振制度において、株券等に関する業務規程施行規則第 6 条に基づく通知を行っていない場合には、当該通知も併せて行っていただく必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>(注) 「株式等振替制度参加手続の届出書類に係る記載要領 <発行者用>」の「1.(6)その他の留意事項等」(3頁)参照。</p>	以上

以上